

施設使用基本料金表

1. 施設使用基本料金表

施設名		主な付帯設備・備品	収容人員目安	面積	基本使用料 (1時間当り)	冷暖房 加算 割合
屋外	キャノピー	音響設備・照明設備		450㎡	1,200円	なし
支援 セン ター 1 階	多目的ホール	電動イス・音響設備 映像機器	36～100名	185㎡	1,200円	3割
	情報研修室	パソコン	10名	37㎡	700円	3割
	研修室		24～35名	42㎡	600円	3割
	交流広場	子供広場・展示 談話コーナー		150㎡	1,000円	なし
	和室		10～15名	25㎡	500円	3割
	厨房		10～15名	36㎡	600円	3割

2. 使用団体別加算・減免割合表

使用団体	加算割合	減免割合
	営 利	非営利
商工会・関係団体	該当なし	5割
商工会員	0割	6割
会員外町内商工業者	5割	3割
町外商工業者	10割	なし
町内商店会	該当なし	6割
サークル・町内会他	該当なし	8割
町内経済団体	0割	5割
その他団体	10割	なし

3. 施設利用料金表の附則事項

- ①使用のための準備及び現状回復に要する時間は、使用時間として算入する。
- ②施設使用料は、30分単位で計算する。また、端数時間は切り上げて計算するものとする。
- ③施設使用料は、10円未満切り捨てとする。
- ④冷房期間は、7月1日から8月31日までとする。
- ⑤暖房期間は、11月1日から翌年4月30日までとする。
- ⑥終日（9時～23時）使用する場合は1割減免する。
- ⑦情報研修室の使用料の内訳は部屋料400円・機器使用料300円とする。
- ⑧しきりを外し情報研修室と研修室を同時利用する場合は、1,000円とする。
- ⑨商工会・商工会関係団体・町内商店会・サークル・町内会・個人は加算割合から除外する。
- ⑩施設内の備品等の持ち出しは一切禁止する。
- ⑪商工会・商店会から依頼を受けて、施設を使用する場合の加算・減免割合は商店会と同じ扱いとする。
- ⑫北斗市が使用する場合は無料とする。
- ⑬この取り決めの他に商工会長が特に認める場合は、この限りでない。